

令和3年第7回美幌町議会定例会会議録

令和3年9月14日 開会

令和3年9月16日 閉会

令和3年9月16日 第3号

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名
(諸般の報告) | |
| 日程第 2 | 一般質問 | 3 番 大 江 道 男 君 |
| 日程第 3 | 承認第 1 2 号 | 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 6 号)〕 |
| 日程第 4 | 同意第 5 号 | 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 6 | 議案第 5 6 号 | 美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 7 号 | 美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 8 号 | 美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 9 号 | 美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 0 号 | 美幌町ゆうあいセンター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 1 号 | 美幌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 2 号 | 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 7 号)について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 3 号 | 令和 3 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 4 号 | 令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について |
| 日程第 1 5 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 6 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 7 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 8 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 9 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 0 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 1 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度美幌町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 2 2 | 認定第 8 号 | 令和 2 年度美幌町病院事業会計決算認定について |
| 日程第 2 3 | 意見書案第 8 号 | 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について |
| 日程第 2 4 | 意見書案第 9 号 | 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について |
| 日程第 2 5 | 意見書案第 1 0 号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |

日程第 26 意見書案第 11 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
 日程第 27 意見書案第 12 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について
 日程第 28 報告第 10 号 健全化判断比率について
 日程第 29 報告第 11 号 資金不足比率について
 日程第 30 報告第 12 号 放棄した債権の報告について
 日程第 31 報告第 13 号 令和 2 年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について
 日程第 32 報告第 14 号 専決処分報告について（町道第 549 号道路上の車両破損事故による損害賠償）
 日程第 33 報告第 15 号 例月出納検査報告について（5 月～7 月分）
 日程第 34 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君	2 番 藤 原 公 一 君
3 番 大 江 道 男 君	4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 木 村 利 昭 君	6 番 伊 藤 伸 司 君
7 番 坂 田 美 栄 子 君	副議長 8 番 岡 本 美 代 子 君
9 番 稲 垣 淳 一 君	10 番 古 舘 繁 夫 君
11 番 上 杉 晃 央 君	12 番 松 浦 和 浩 君
13 番 馬 場 博 美 君	議長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 高 木 清 君	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
町 民 生 活 部 長 後 藤 秀 人 君	福 祉 部 長 河 端 勲 君
経 済 部 長 石 澤 憲 君	建 設 部 長 那 須 清 二 君
病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君
会 計 管 理 者 西 俊 男 君	総 務 課 長 関 弘 法 君
危 機 対 策 課 長 弓 山 俊 君	政 策 課 長 斉 藤 浩 司 君
財 務 課 長 吉 田 善 一 君	町 民 活 動 課 長 佐 々 木 斉 君
戸 籍 保 険 課 長 立 花 良 行 君	税 務 課 長 菅 敏 郎 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
社 会 福 祉 課 長 片 平 英 樹 君	保 健 福 祉 課 長 中 尾 亘 君

農林政策課長	田中三智雄君	みらい農業課長	午来博君
農業委員会事務局長			
商工観光課長	影山俊幸君	建設課長	御田順司君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	佐々木鑑仁君
社会教育課長	松尾まゆみ君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠國求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局次長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	新田麻美君		

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和３年第７回美幌町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、８番岡本美代子さん、９番稲垣淳一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

３番大江道男さん。

○３番（大江道男君）〔登壇〕 私は通告

をしております３点について、以下質問をいたします。

一つ目は、新型コロナ感染対策についてであります。

その一つは、美幌町内での感染状況についてお聞かせいただきます。

第５波の感染状況及び入院等療養状況についてであります。オホーツク地方や美幌町の感染状況は、北海道の週単位の発表の範囲では、年齢や症状の程度、入院等療養状況は不明となっております。

北海道に美幌町の感染状況を照会し、対策の参考としているかと思いますが、把握している状況をお示しいただきたいと思います。

二つ目は、１２歳未満の感染防止対策についてであります。

１２歳未満の子供へのワクチン接種計画がない中で、１０歳代以下の新規陽性者は７月半ばから５週間で９倍と、第５波に入ってからデルタ株による急速な感染拡大が続いておりまして、保護者から大変大きな不安の声が広がっています。

次の点についてお尋ねします。

一つは、検査の実施についてであります。

基本的に１２歳未満の子供、教職員、保護者を対象に、無料のＰＣＲ検査または抗原検査の頻回実施を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目は、小中学校及び幼稚園・保育所対策についてであります。

教職員、保育士、学童保育所指導員などのワクチン接種の促進、不織布マスクの着用徹底、３密防止、換気の徹底、日常の健康状況チェックなどが必要とされていますが、美幌町での対応をお示しいただきたいと思います。

大きな２点目は、国保税減免について伺います。

その一つは、基金活用により国保税

引き下げについてであります。

美幌町の国保会計は、従来から必要以上の基金が積み立てられていると考えています。

国保加入者の多数を占める退職者、失業者、零細な事業者は、コロナ禍の中で生活苦にあえいでいることから、令和2年度末1億9,841万8,000円のこの基金を活用して保険税の引き下げに踏み切るべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、子供の均等割額の減額拡大についてであります。

収入のない子供に課税する均等割課税については、従来から子供が増えれば税額が増えると批判が集中している中でございます。

ようやく国も来年度から就学前の子供の均等割額の5割の減額を実施いたします。

美幌町では基金を活用し、せめて子供の均等割額の減額を18歳まで拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、ワーケーション対応住宅について伺います。

ワーケーション対応住宅の建設についてであります。

一つは、みどりの村への建設計画以降の取組について、今日までの役場内外の検討状況をお示しいただきたいと思います。

二つ目は、町民からの意見集約についてであります。

国の補助があり、町民的には積極的な意見があることから、仮称ワーケーション団地を美幌町内に計画的に建設し、大都市圏からの移住を具体化するため、積極的に町民の意見を集約すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

新型コロナ感染対策について。

美幌町内での感染状況についてですが、美幌町内での第5波の感染状況及び入院等

療養状況の御質問であります。北海道では、個人情報の保護に配慮し、6月20日以降の公表より、個人ごとの公表から振興局または全道での公表に変更されております。

具体的な公表の内容であります。毎週月曜日に市町村ごとの7日間累計感染者数が公表されております。

美幌町で把握している感染状況等ありますが、6月20日以降から9月4日までの累計感染者数は、北海道の公表により16名となっております。感染者数以外の状況については、北海道が公表しておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、12歳未満の子供、教職員、保護者を対象とした無料のPCR検査・抗原検査の頻回実施についての御質問ですが、美幌町で感染者が発生した場合、北見保健所による濃厚接触者や低リスク接触者に対してPCR検査が実施されています。

また、PCR検査の対象外となった方については、本町が独自で実施しております抗原検査キットによる検査を実施しながら、早期発見、早期対応に努めており、現状では、無症状者等の頻回検査の実施は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、小中学校及び幼稚園・保育所対策についての御質問ですが、教職員、保育士、学童保育所指導員などのワクチン接種については、教育施設等の職員から児童生徒への感染が懸念されたことから、集団接種等における接種枠の拡大を行いながら、6月28日からワクチン接種を希望する対象者へ接種を進め、9月7日現在で、小・中・高の教職員対象者224名のうち、希望される職員168名の全員が2回接種を終了し、民間施設を含めた児童福祉施設については、対象者173名のうち、希望される職員171名中156名、91.2%が2回接種を終了している状況であります。

教育施設等における主な感染対策については、登校・登園前における家庭内での検温、また、登校・登園後は健康状態のチェック、マスクの着用、手洗いの徹底、教室等の消毒作業や換気の実施、行事等の見直しによる3密回避などの対策を実施しております。

第5波は、デルタ株の感染拡大により感染者の年齢構成が高齢者から中高年、若年層へと移行している状況にあります。これまで以上に感染対策の徹底、周知を図りながら、町民の皆様の命と健康を守るための対策を講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、国保税減免について。

1点目の基金活用による国保税引き下げについてですが、美幌町では、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤な傷病を負った方や収入が減少した方を対象に、令和3年8月末現在で、34世帯609万4,100円の国民健康保険税の減免を行い、加入世帯の負担軽減を図っているところであります。

保険税の税率見直しにつきましては、令和4年度以降に予定しておりますが、国民健康保険を共同で運営する北海道から国民健康保険運営方針が示され、保険税の全道統一化を目指すため、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、所得割、均等割、平等割の3方式にすること、さらに令和12年度に所得割、均等割、平等割の賦課割合を統一することとされました。

そのため、本町においても資産割を廃止し、賦課割合を段階的に北海道の基準にする必要があることから、現在、美幌町国民健康保険運営協議会において御審議いただいているところであります。

資産割の廃止により、2,700万円ほどの減収が見込まれており、減収分の全てを均等割額、平等割額の増額で補うことは、加入者の急激な負担増となるため、税率見

直しにおける激変緩和措置の財源として基金を活用していきたいと考えております。

2点目の子供の均等割額の減額拡大についてですが、国民健康保険税の子供の均等割額の減額につきましては、未就学児がいる加入世帯の負担軽減を図るため、国の減額措置導入に合わせ、本町においても令和4年度から実施する予定です。

加入世帯の人数で課税されている均等割について、ゼロ歳から6歳までの未就学児を対象に、均等割額を5割引き下げるもので、減額に伴う減収分は、国2分の1、北海道4分の1、市町村4分の1の割合で負担する予定となっております。

基金を活用した子供の均等割額の減額を18歳まで拡大につきましては、北海道国民健康保険運営方針に沿った保険税の算定方式や、賦課割合の見直しを行う必要があることから、美幌町独自の減額拡大については予定しておりませんが、子育て世代や低所得者層への軽減措置の配慮や国庫負担割合の引上げ等、引き続き町村会等あらゆる機会を通して、国と北海道に要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、ワーケーション対応住宅について。

ワーケーション対応住宅の建設について、1点目のみどりの村への建設を計画しましたワーケーション拠点施設建設整備事業につきましては、事業内容及び手法を整理することとし、町内のワークスペースや宿泊施設・移住体験住宅を活用したワーケーションを中心に、町と関係の深い企業や興味を示していただいた企業と連携し、町内の関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の御提案をいただいた仮称ワーケーション団地の建設につきましては、建設には多額の費用がかかることや、整備の場所や規模、さらには利用者のニーズ等課題

が多く、費用対効果を含めて慎重な検討が必要であり、現状としましては建設を考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 新型コロナ感染対策について再質問をいたします。

実は、美幌町内だけではなくて、オホーツク管内も含めて感染者の状況については、従来から個人情報の保護に配慮してという前提のもとに、情報が入ってこないという状況です。

それで、私は個人個人が情報を知ることではなくて、自治体として感染症対策をする上で必要なので、より詳しい情報を知りたいという申入れは当然だというふうに考えています。

どういう年齢層、あるいは、男女も含めて、最近で言えば、10歳代の感染が広がっている。ワクチンを接種しているのか、してないのか、入院ができていないのか、入院はできていないが、調整中で自宅待機を求められているという基本的な情報については、当然、市町村として知らないといけないと思うのですが、御答弁のように、感染者数以外の状況については知らされないということだとすれば、私は、これはこれで大変重大な問題だと思うのですが、町長がより詳しく、美幌町内での対策を進めていく上で必要なので、より詳しくということでも求めても数以外は示さないということなんでしょうか。あるいは、知らされていないけれど、公表はしないでくれということなのか、どうなんでしょうか。お聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 感染の状況につきましては、人数のみということでありま

す。道とそれから各自治体との協議の中には、それぞれ自治体の首長に対しては、人数、年代、性別、それから治療、言うならば、入院なのか、ホテルなのか、自宅なのか。

そこまでの情報を、町長のみには教えていただいております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 必要最低限の情報は、美幌町の行政としては把握されているということの意味するかと思います。

そこでお伺いします。

先ほど、9月7日現在で16名、美幌町で感染者が出ているということですが、昨年、美幌町も含めて、オホーツク管内のデータについては、拾えば出てくるということで、オホーツク総合振興局に確認をいたしました。

そうしますと、7月、8月、9月12日までの段階で、オホーツク管内には495名の感染者が出ているのですが、昨年2月に管内で初の感染者が出て以来、20か月の累計では9月12日時点までで940名に上るようです。

20か月を通して、7月、8月、9月12日、二月半近くで495名出ていますので、52.6%は第5波で出ているということが明らかになっています。

そこで、多分、美幌町も公表はされていないけれど、急激に出ているのはそういうことだろうということで、類推するしかないもので、とりあえず押さえておりますが、この患者数、美幌町も含めて、北見市、網走市を含めて、入院をするのであれば、多分そういうところだろうと思うのですが、管内の入院ベッドの空き状況については、これはいかがでしょうか。

入院状況、あるいは自宅待機者の割合だとか、それから、空き状況、今後発生したときにどうなるのかということを住民としては知らなければいけない。知りたいとい

うことで、これは個人情報には当たらないと思うのですが、こういう感染に対する受皿の状況については、現在どういう状況にあって、逼迫しているのかどうか。あるいは、十分余裕があるからとりあえず安心してくださいという状況にあるのか。

この点はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの管内における入院状況ということでございますが、こちらにつきましては、道のホームページで毎日報告されている中で、1日遅れになりますけれども、圏域別に全道6圏域に分かれておりますが、オホーツク圏域という形で、患者数、入院患者数、また宿泊療養患者数、自宅療養者、また、調整中という形の公表がされているところでございます。

9月13日、月曜日の状況でございますが、オホーツク圏域におきましては、患者数が46名、うち入院患者が14名、宿泊療養者数が19名、自宅療養者が11名、調整中が2名という形になっておりまして、オホーツク圏域における入院患者の病床数は118床、また、宿泊療養者の部屋数は56部屋ということで聞いておりますので、それから見ますと現在はまだ余裕があると捉えております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 見かけの数字は、7月、8月、9月に入って大分感染が広がったということで心配しておりましたが、入院等の受皿については、まだ心配しないでよろしいですよと受け止めたいと思います。

そこで、12歳未満の感染防止対策についてお聞きいたします。

感染力の強いデルタ株によって、10歳代以下の子供に感染が広がっているというのは、厚生労働省が既に公表済みでございます。関係者は大変心配をしているとい

うのは当然だと思います。従来の国の方策から言えば、ワクチンを接種するから大丈夫だと。

しかし、ワクチン接種の対象外にある子供たちに対してどうするかということで、したがって、不安がある、あるいは、必要などころについては、PCR検査や抗原検査などの定期的または頻回の実施が求められると私もは思っています。

このことについては、実は自民党の中でも同じ意見を持っておられる人がございまして、元厚生労働大臣の塩崎さんは、このように言っているのです。

いまだに症状がない人が希望してもPCR検査を実施されない。いつでも、どこでも、何度でも、無料でというのが世界の主流だけれど、どうしてか。

与党の中からも疑問が出るという状況で、しかも、町長も御存じのとおり、新型コロナウイルスは感染しても症状が出ていないというのは、統計的には4割ほどいる。症状が出た、感染者が出たから何らかの処置をとるというときには、既に感染が広がっているという状況です。

しかも、2回接種しても感染するという、どうしたらいいのかという状況の下で必要なのは、重要な施設については、当然定期的にPCRあるいは抗原検査をやるということが、これは塩崎さんの言葉を借りて申し上げたのですが、これは町長も同じ御意見ではないかと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） やる時期、それから回数も含めて、どういう形でということであれば、もしやれるのであれば、それは一般論として、大江議員がおっしゃるとおりだと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 9月7日の道新に道内の学校でクラスターが続発していると

ということで、デルタ株の影響について指摘をしています。そして、専門家は対策の徹底を求めている。

対策とは何か。

やはり検査をして、いち早く確認をして、隔離をするということ、それ以外のものももちろんありますけれど、基本だろうと思います。

町のホームページで出している新型コロナウイルス感染症検査キットを配布しますということで、対象者については、行政検査の対象外の方で、教育施設または児童施設に従事する方、生徒児童、その家族、ただし、これ以降必ずただし書きが入ります。

上記施設において、感染者または濃厚接触者が発生した場合に限る。

町内企業等の従業員、ここについても、ただし、感染者または濃厚接触者が発生した場合に限る。

町内に住所を有する方、ここでもただし書きがあって、感染者または濃厚接触者と同居の方に限るとなっています。

全国ではもっと積極的に検査を広げることがやられています、特に私が心配しているのは、2回接種してもうつるという方などへの対応はもちろん必要ですが、12歳以下の子供たちは、そもそも決め手になるであろうワクチンの接種が、理由は別にしておいて、打たれない。

打たれない方が、全く自覚できないで放置されているこの状況に、大人としてそれでいいとは全くならないと思うのですが、私は、検査キットをせっかく配布しようとする意思があるのであれば、このただし書きを取るべきではないか、そのように思うのです。町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 12歳未満のお子さん方が放置されているという認識は、私は持っておりません。

美幌全体の現状をお話しすれば、私は皆

様の努力で、感染される方が本当に少ないという自負を持っております。同じ規模のところと比較しましても、美幌は少ない。

それは、それぞれ皆さんがコロナに感染しないための努力をきちんとされているということだと思っています。

私は、ワクチンを2回打ったから全てが安全だとは思っておりません。

それは大事な要素であるので、少しでも接種率を上げて、高齢の方とか、基礎疾患を持っている方が重症にならないということでもあるし、また、人にうつさない。

でも、中にはどうしても打てなくて、アレルギーを持っているとか、そういうことでいけば全員が完全に打てないとは思っている中において、そういう見方をすれば、子供たちにおいても国の方針が示されていませんけれど、12歳未満の子供たち、周りを取り囲む親も含めて、地域の人たちがいかに子供たちにうつさないかという対策をしっかりやるべきだと思っています。

先ほど、ただし書きという話でありましたけれども、一般論としては、いつでも検査ができる体制というのはそのとおりだと思いますけれども、それを自治体単独でというのは、私の今の考えとしては、そこまで判断するという状況は持っておりません。

まずは、感染があった場合に、そこからの広がりを断ち切るということに対して積極的に使っていくこと、現実にはそういう対応をしていますけれども、子供たちが置き去りにされているという見方ではないということだけは御理解いただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 心配しているのは、美幌町の親だけではないと思っていて、できるだけ情報を集めるようにしているのですが、接種対象外児童の家庭に抗原

検査キットを配布するという県がございます。

近くの町では、高校生以下に無料で検査をする。家庭内感染を防ぐためにやられているところは出ています。

要は、費用も含めてやるという判断に首長が立つかどうかということが問われていると思います。

そこで、もう少し範囲を広げて今見ているのですが、日本のワクチンの接種率は、とりあえず50%を超えたという状況で、一見、1段階を超えたかのような宣伝がされています。

ところが、ごく最近の情報では、接種率が8割でも感染が急増している国があって、この国の保健の担当は接種率9割を大幅に超えないと集団免疫は獲得されないのではないかと言っています。

これは、こういうレベルの情報はたくさん入ってきていますが、2回接種したのは5割で一段落している国と、8割でも感染が広がって、9割を超えないと大変だということで対策を練っている国と、天地ほどの開きがあるのではないかと私は思います。

少なくとも心配がある御家庭については、検査キットを配布して不安をなくす、感染していなければよかったと安心してもらえるということを、私はこれからどんどんやっていく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

あわせて申し上げますが、日本の厚労省自体が、第6波を見据えて体制の整備を進めてくださいと、これはきのう大臣が言っています。

これから冬に向かって換気しづらい環境になり、忘年会などの機会も増える。第6波を見据えてしっかり体制整備をしないといけない。

オホーツク管内では入院できないという状況にはないということで、少し安心できますけれども、しかし、感染の可能性は残

っているということで、感染の有無を定期的あるいは必要な都度、検査ができるというのは、これは国だけではなくて、自治体にも当然求められていると思いますが、町長いかがでしょうか。何とかありませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ワクチンの接種率について、一部ではいろいろ言われています。

私は、やはり集団免疫を高めるためには、接種を少しでも多くしていただきたいという思いを持っております。

ただ、ワクチン接種をしたとしても、感染の度合いは変わらないという話が出たとしても、方策として今やれることは、どういう形であればワクチンを打っていただいて、接種率を上げるかということに私は全力を尽くしたいと思っております。

この頃は一生懸命やっていることに対して水を差すという話ではないのしょうけれども、別にいろいろ言われる方、それから報道がありますけれど、では、今何をやらなければいけないかという話を考えれば、私は感染者を増やさないためにワクチン接種、繰り返しますけれども、町民の方々に可能な限り、打てる方は打ってほしいという最大の努力をしたいと思っております。

それから、検査キットの部分で、増やして自由に使えるという話でありますけれども、これはお金がかかる話でありまして、本来、国とか道がどう考えるかということで、町長の判断でどうにでもなるということと言われればそういうことですが、でも、感染を広げないためにどうするかということ、そのことを徹底することが先ではないかと。

ふだんより制約があり、今までの生活とは変わる部分はあるのですけれど、日常手洗いをするとか、家庭内でタオルを分けるとか、感染が多いところ、市中感染がはや

っているところに行った場合については、自分の健康管理とか、それから、家族であっても関わりを様子を見るとか、そういうことをみんなでやっていけば、検査キットよりもまずはそこを皆さんとやれるものはやりたいと思っています。

そうしないと、検査キットが配布されるから、安心だから好き放題に不特定多数や感染地域に行って、検査キットで大丈夫だったからセーフという考えは違うと思います。

許されるのであれば、いつでも受けられる環境ではあるのですけれども、しっかり感染防止のための基本を美幌の町民の方々はやっていただいている結果として、美幌での感染者の発生が少ないと私は思っておりますので、そのことについては、今後も引き続きしっかりと町民の方々に訴えていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私は、町の対応について、当然やるべきことをやっておられることについて異を唱えたことは全くないです。

その上で抜けている必要な部分があるのではないかと。

それは、やはり無自覚な状況の中でいつの間にか広がっていく、そういう特徴を持ったウイルス感染に対して、感染していた自覚をしていないけれど、感染していたという方をできるだけ早く発見して隔離するというのは、これは今私が話していますけれども、医療の第一線の人たちが共通して言っているのです。

先ほどの塩崎元厚労大臣の御発言を借りれば、日本の政府がこの間やってきたことは、科学軽視も甚だしい。何で検査をするということを否定的に見るのか。

これは厚労省の中で、検査をすることによって、あたかも感染が広がるかのような、そういう説を唱えた方々がいらっしや

るのです。これが今日まで影響していると思うのですが、イデオロギーの問題ではない。

私は日本共産党として発言していますけれど、全くイデオロギーの問題ではない。科学の問題だと。

町長もその分野は違いますが、科学的に物を見るという点で見れば、お金があればやりたい。しかし、お金がないからできないと言う前に、その必要性について認めてないのではないかと思います。いかがでしょう。

やはり、不安がある人については、できるだけ費用を安くする方法も含めて、ぜひ機会を持って、検査の実施をこの美幌町でも広げていただきたいと思うのですが、最後にいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の科学の問題ということに対して、私が話したことがお金の問題と聞こえたとするならば、それは訂正させていただきたい。お金の問題ではないと思っています。

その前にやるべきことをやる。必要なものがあるということを私は言いたいのであって、それは美幌の中において、市中感染はどうかということを内部でもいろいろ情報を集めて協議した中において、美幌だけではなくて、私どもの生活圏には北見がありますので、北見とか、今連携を取っているのは1市4町でいろいろな連携を取って、この中での広がりをどうしようかと首長たちと協議して確認を取ったりしております。そういうことも含めてやっていく必要があると私は思っております。

そういう意味では、お金の問題で検査をしないというふうに私の発言が受け止められるのであれば、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 最後にしますと言

ったので、最後にいたしますが、ワクチン接種対象外に置かれている子供たちに対して、絶対に広がらない、その手だては今後とも日々私も考えますが、ぜひ町長として、より踏み込んでお考えいただきたいということを申し上げて、次に移ります。

国保の減免について再質問いたします。

基金活用によって国保税の引き下げをということを申し上げましたが、一つは、国保加入者自身が大変厳しい状況に置かれているということで、その一端が答弁として示されました。

今年の8月末時点で、重篤な傷病を負った方は当然ですが、収入が減少した方を対象に609万4,000円の国民健康保険税の減免が行われているということで、相当数が影響を受けていると思うのですが、この内訳をコロナによる影響で減免しましたという数字だけ、担当部でつかんでいけば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 税務課長。

○税務課長（菅 敏郎君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

34世帯、609万4,100円というのが、国民健康保険税に係るコロナウイルスの部分の収入減少等に基づくものという形になっております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 重篤な方については、この中に含まれていないということで押さえていいですね。そういうことで進めていきたいと思います。

従来からコロナによって収入が減った、所得が減った業者に対しては持続化給付金だとか、美幌町が進めている支援の方策で大分潤っていると思います。

同時に、それは国保加入者の課税所得に反映するだろうというふうにも思います。課税対象になりますので。

そこで、これも数字の問題なので、担当部にお聞きしたいのですが、この数年の国

保の課税所得の状況について、1年遅れで表に出てくるといことなので、今年、令和3年の課税所得は、昨年1年間の加入者の所得の状況を反映していると思うので、令和2年の課税所得、令和3年の課税所得、これを読み上げていただだけませんかしょうか。

○議長（大原 昇君） 税務課長。

○税務課長（菅 敏郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度の総課税所得につきましては、58億5,161万7,000円。令和3年度につきましては、53億6,860万4,000円となっております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 昨年の加入者の総所得は、前年対比で4億8,300万円ほど減っている。手当はされているけれど、減っているという状況がこれで見えてまいります。

1人頭で言えば、5万3,000円減っている。1世帯当たりでは12万7,000円減っているというふうになるかと思います。

業者の方に聞きましたら、全然生活がよくなっていない、売上げが伸びないという状況でありますので、多分令和4年度の総所得も同じように推移するのではないかなと。減少した状況で、減るのではないかという感じをしているのですが、一つは、それに対する町長の御認識を承りたいと思います。

あわせて、国の手当てがされているでしょうという方もたくさんいらっしゃるのです。

前年の所得が30%以上減れば、国保は減免になるというのは、結構町民の皆さんにも知られている。

その金額が、先ほど読み上げていただきました金額なので、ある程度はあるということはあるのですが、しかし、国基準は、多

分今年度については、はね返りがあるというふうに思います。

持続化給付金は、前年の所得の中には含めないということですから、低いものと低いものとの比較で3割いかないという状況になってきます。

それから、家族が経営者になっている場合については、主たる生計の維持者ではないということで、対象から外されるなど、現在の基準で救済されない方が結構いらっしゃると思います。

こういう点も含めて、私は町長にお尋ねしたいのですが、国保の置かれた状況については大変厳しいということに基づいて、ぜひ基金を今活用すべきときではないかと。

コロナが大変だというときに、国が措置している救済制度があるから救われるというふうには簡単にはならないということで、そこで、私は1人当たりの基金保有額は、4万円を超えている。世帯別では6万円を超えていると。

この基金をごく短期間かもしれませんが、コロナの1年あるいは2年ということで積極的に活用して、税を引き下げるといふ決断をするときではないかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいま、大江議員からコロナによって所得が減少している中で、基金の活用をという御提案でございましたけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、国の制度に基づきました減免措置を行っているところでございまして、今のところ町といたしましては、国保だけではなくて、他の税、介護保険料等も含めまして、国の基準に基づいた減免措置を行っている中でございます。

国保加入者だけ基金を活用するというところでございますが、国保加入者につきましては、先ほど大江議員からお話がありましたように、様々な事業者の支援等も行っ

ている中で、売上げの減に対しまして措置をしているところでございます。

基金につきましても、減免という形ではなく、今おっしゃったとおり総所得が減ってきているということは、課税の税率がそのままであれば、当然保険税の減収、金額も税収も減りますので、道に納める納付金の額が不足することがございます。

国保基金の目的といたしましては、道に納める納付金の不足額の調整財源という意味合いもありますので、そちらで国保税が減少した分は基金を活用して、税率を上げないで対応していきたいという考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 道の納付金額は、全道市町村押しなべてではないかと思うのですけれど、令和3年度は下がってきています。

若干基金を活用するということで、国保税本体の引き下げ、あるいは減免状況の改善など、そういうふうにお使いになっている町が出始めているということを最後に申し上げて、ぜひ加入者の状況に即してお考えいただきたいということを申し上げて、私からの質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 承認第12号

○議長（大原 昇君） 日程第3 承認第12号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書、3ページになります。

承認第12号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

4ページをお開き願います。

専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について、美幌峠牧場牛舎前のり面崩壊による応急修繕及び町有林作業用油圧ショベル修繕のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年8月12日であります。

専決内容について御説明をいたしますので、5ページを御覧ください。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億543万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の14、15ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、3、牧野管理運営事業費の増、修繕料55万円につきましては、美幌峠牧場の牛舎前のり面の一部が崩壊したことから、応急修繕を行うための費用になります。

台風9号から変わった温帯低気圧によ

り、8月9日から10日にかけて、町内では100ミリメートルを超える雨となりましたが、雨の影響により、牛舎前のり面の土砂が幅約10メートルにわたって崩れ落ちました。

集乳車の走行に支障はないものの、のり面の崩壊現場を放置した場合、今後の降雨や来春の融雪期においてさらにのり面の崩壊が進むことも予想されますので、速やかに修繕経費を予算措置いたしたく、8月12日付で専決処分を行ったものでございます。

のり面のさらなる崩壊を防ぐため、大型土のうなどを使用した仮復旧とし、来年度の当初予算におきまして、修繕費を計上の上、完全復旧する予定でございます。

次に、2項林業費、3目町有林管理費、1、町有林造林事業費の増、修繕料107万2,000円につきましては、町有林作業用の油圧ショベルの右側キャタピラ操作不能に伴う修繕費用になります。

町では、町有林の管理を行うため、グラップル付油圧ショベルを保有し、伐採や植林、間伐などの作業道の確保、林道の維持補修に使用しておりますが、7月下旬以降右側のキャタピラの駆動状態が悪いことから、修繕業者に点検を依頼したところ、走行減速機の破損が原因と判明したものでございます。

本年9月以降に予定をしております企業の森林に係る造林や植樹のための作業において、油圧ショベルが必要になりますので、走行減速機の交換修繕を行うために、8月12日付で専決処分を行いました。

平成25年に購入した中古重機ですが、登録初年度は平成15年のため、製造から18年目を迎えております。総稼働時間は約2万時間と経年劣化が進んでおりますが、走行減速機の交換などにより当面の使用は可能と判断し、今回緊急修繕を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますの

で、議案書の12、13ページにお戻りを願います。

21款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金162万2,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金を充てるものであります。

なお、今回の補正後における繰越金の支消残につきましては、6,854万1,000円となります。

以上、承認第12号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 15ページの農業費、畜産業費、牛舎前ののり面崩壊について質問します。

たしか、ワタミ牧場にこの牛舎を建てる場所の土地についての契約をするときに、今後のこういう補修工事だとか、こういうことが起きたときのお金がかかると。その中で、美幌町がワタミからもらう地代金、家賃が相当安いということで、多くの町民も懸念したはずです。

そのときには、こういう小破、大破どうするかということをその都度やるという回答があったと思います。たしか今から5年前です。4年前かな。

そのときに、今後道路の関係もあるということで、そういうことがないように適宜管理して、ワタミと確認を取っていくと言ったはずなのです。

その後、たしか一昨年も取りつけ道路の一部、春先の雪水で一部壊れましたよね。それも牧場の雪が解けて崩壊したということで、今回またのり面となると、管理者側としてどうだったのか。

場所が分からないですけど、建てた牛舎のところだったら建てたほうの責任もあるし、そうでないのであれば、逆に美幌町

として、再度牧場敷地内全ての再点検を1回すべきかなと。

来年よりも、今年中に総点検するぐらいの対応ができるのかどうか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 今回の土地につきましては、事業用の定期借地権設定契約を平成29年3月24日に締結してございます。

平成29年から平成63年、令和33年3月31日までの34年間賃貸借を行うこととしてございます。

今回ののり面崩壊は災害でございまして、契約上の瑕疵担保原状回復義務返還には該当しないということで、本契約の定めがない事項、両者協議する。

あわせて、平成28年にも台風によるのり面崩壊が発生してございます。そのときにも貸し主として営農に支障を来さないということで、町が修繕をしてございます。

前回、修繕を2か所したのですが、今回はその間が崩壊したということで、今回ののり面崩壊も災害ということで、町で修繕を行うものでありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ですから、総点検をして、いいところ、悪いところの確認を取って、側溝をつくるなり、水はけ口をつくるなり、何かの手当をやるのであれば、早目にやったほうがいいのかと。

そのためには、今回しっかりした総点検をすべき時期ではないですかという質問なので、総点検をする予定はないですかという質問です。

再度回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） おっしゃるとおりでございまして、今回は前回修繕した2か所の間が崩れたということで、しっか

り見直すように、次年度以降、上のほうの水道ですとか、それらも含めてしっかりと修繕するように、のり面全体にわたって点検をしたいと、他の場所も含めて点検したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから承認第12号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第4 同意第5号

○議長（大原 昇君） 日程第4 同意第5号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 16ページをお開きください。

同意第5号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、久山祥子氏、小室保男氏は、令和3年9月29日をもって任期満了となりますので、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、森一也氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

氏名、久山祥子氏。

住所、生年月日については、議案に記載

のとおりでございます。

氏名、小室保男氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第5号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第5 諮問第2号

○議長（大原 昇君） 日程第5 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案17ページをお開きください。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員長岡敬幸氏は、令和3年12月31日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、長岡敬幸氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

◎日程第6 議案第56号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第56号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書18ページになります。

議案第56号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定める。

参考資料により御説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第56号関係。

美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

策定目的でございますが、本町におきましては、人口減少率等の要件に該当することから、平成26年度に過疎地域として指定され、旧過疎法に基づいた市町村計画を策定の上、過疎対策に取り組んできたところでございます。

旧過疎法は本年3月末までに失効し、4月に新過疎法が施行されておりますが、引き続き本町は過疎地域の指定を受けましたので、新たに令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間とする美幌町過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、国の財政上の優遇措置を活用の上、地域の持続的発展に向けた取組を進めるものであります。

計画内容につきまして、1点目、基本的な事項として8項目を記載しておりますが、そのうち本計画の重点項目について御説明をさせていただきます。

まず、（4）地域の持続的発展の基本方針といたしまして、本町の最上位計画である第6期美幌町総合計画に定める五つの基本目標に沿って、過疎計画の施策を展開してまいります。

次に、（5）の地域の持続的発展のための基本目標といたしまして、第6期美幌町総合計画に定めるまちの将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」を基本目標といたしまして、地域の持続的発展の実現を目指してまいります。

参考資料2ページになります。

上段の（7）計画期間として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年といたします。

次に、2点目の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、参考資料3ページの13点目、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、以上の12点につきましては、それぞれの分野ごとに現況と問題点、その対策を示し、今後5年間に実施を予定する事業を記載してございます。

また、計画書の69ページ以降には各施策における過疎地域持続的発展特別事業、ソフト事業の事業内容と事業主体、必要性及び効果について記載をしてございます。

なお、過疎計画に登載する事業につきましては、ハード65本、ソフト116本、合わせて181本となります。

本計画案につきまして議会の議決をいただければ、9月下旬に国へ過疎計画書を提出できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

根拠法令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法になります。

以上、議案第56号につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願いいたしますします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 1点だけ確認します。

7月1日から30日までパブリックコメントを出しましたが、この中で、過疎計画等について行政で大きく再検討なり、確認を取らないといけないようなパブリックコメントがあったのかどうか。

逆に言えば、パブリックコメントの中で、なるほどと、これは言われてしまったもんだとか、そういうようなものがあつたかどうかを含めてお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今回パブリックコメントにつきまして、特段御意見をいただいておりますので、当初の予定どおり計画案を御提案申し上げている次第でございます。

よろしくお願いいたしますします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第57号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の19ページになります。

議案第57号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料2、議案第57号関係。

美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、オホーツク町村公平委員会において、同委員会が管理する公文書に係る情報公開関係規定の整備を行うことに伴い、その権限に属する事務の管理及び執行に関する法律の適用については、それぞれの団体のものが適用されることから、条例上の実施機関に公平委員会を位置づけするものです。

改正内容は、条例第2条、定義中の実施機関に公平委員会を追加します。

なお、参考資料の5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、公布の日からでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 57 号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 58 号

○議長（大原 昇君） 日程第 8 議案第 58 号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の 20 ページになります。

議案第 58 号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 6 ページをお開き願います。

資料 3、議案第 58 号関係。

美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、オホーツク町村公平委員会において、同委員会が管理する公文書に係る情報公開関係規定の整備を行うことに伴い、その権限に属する事務の管理及び執行に関する法律の適用については、それぞれの団体のものが適用されることから、条例上の実施機関に公平委員会を位置づけするものです。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報保護法等の改正が行われたことから、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容は 2 点ございますが、1 点目は、条例第 2 条、定義中の実施機関に公平委員会を追加します。

2 点目は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の 3 本の法律が統合され、個人情報の保護に関する法律となったことから、関係法令の名称等の改正を行います。

なお、参考資料 7 ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。

施行日は、公布の日からでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 58 号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 59 号

○議長（大原 昇君） 日程第 9 議案第 59 号美幌町特定個人情報保護条例の一部

を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の21ページになります。

議案第59号美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の9ページをお開き願います。

資料4、議案第59号関係。

美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、オホーツク町村公平委員会において、同委員会が管理する公文書に係る情報公開関係規定の整備を行うことに伴い、その権限に属する事務の管理及び執行に関する法律の適用については、それぞれの団体のものが適用されることから、条例上の実施機関に公平委員会を位置づけするものです。

また、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報保護法等の改正が行われたことから、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容は、3点ございます。

1点目は、条例第2条、定義中の実施機関に公平委員会を追加します。

2点目は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の3本の法律が統合され、個人情報の保護に関する法律となったことから、関係法令の名称等の改正を行います。

3点目は、デジタル庁の設置に伴い、実

施機関が保有している保有特定個人情報について、その内容に訂正があった場合の提出先が、総務大臣から内閣総理大臣に変更になったことからその改正を行います。

なお、参考資料10ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。

施行日は、公布の日からでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第60号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第60号美幌町ゆうあいセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の22ページをお開きください。

議案第60号美幌町ゆうあいセンター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町ゆうあいセンター条例の一部を改

正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の１２ページをお開き下さい。

資料５、議案第６０号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的であります。福祉団体の活動拠点としているゆうあいセンターにつきまして、旧田畠医院に移転することとし、改修費について予算をお認めいただいたところですが、９月１４日に改修工事が完了し、１０月１日よりワークセンターびぼろ新町あすなろ、美幌町地域活動支援センターよりみちの活動拠点として供用開始することから、今回所在地についての改正を行おうとするものです。

改正内容ですが、美幌町ゆうあいセンターの位置を、現在の美幌町字新町１丁目３７番地の２から旧田畠医院の所在地である新町２丁目３番地の１へ改正するものです。

新旧対照表につきましては、１３ページを御参照いただきたいと思います。

施行日は、令和３年１０月１日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

２番藤原公一さん。

○２番（藤原公一君） 今回の条例改正は、住所の変更だけと書かれておりますけれども、美幌町ゆうあいセンター条例の全文を読んだときに、第１条に町民の保健、衛生の向上と障害者等の福祉の増進を図るためという部分があります。

今回、新しい住所に移るときには、障がい者２団体しか入らないので、この第１条の条文を改正したほうがいいのではないかという部分と、第５条の（２）に集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそ

れがある組織及びという文面があるのですけれども、その辺も含めて今回見直したほうがいいのではないかという意見ですが、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございますけれども、そのような記述は確かにございます。

今回、移転する団体につきましては、先ほど説明いたしましたワークセンターびぼろと美幌町地域活動支援センターの２団体となっておりますが、今後この施設を未来永劫この団体で使うことにはならない。いろんな可能性があるという思いがございます。

その観点から、既存の条例の条文については、そのまま残すということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） ２番藤原公一さん。

○２番（藤原公一君） 今後、これは貸し館機能も残すという考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 福祉団体の活動拠点としては使用するのですけれども、類似した他の団体が同居する可能性が全くゼロではないと言いますか、今後の利活用方法を含めて、条例についても見直しを進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの条例の中にあります設置目的及び使用の制限につきましては、今回、旧田畠医院に移るということで、位置の指定だけでございますが、今後利用状況を見まして、条例の改正を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

１１番上杉晃央さん。

○１１番（上杉晃央君） 私は、藤原議員

とは別に、現在ゆうあいセンターを利用している団体は、それぞれ行政からいろんな機関に移転するお話がありました。

その進捗状況について、滞りなく進んでいますから、全部移転が完了するのだと思いますけれども、その辺の進捗状況について、問題なく進んでいるのか。

特定の団体では移転について物理的に難しく、現在のゆうあいセンターに残っているながら、10月1日を超えて移転にまだ時間を要するようなことがないのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの上杉議員の御質問は、ゆうあいセンターに入居している団体の移転状況ということでございます。

ただいま説明させていただきましたとおり、ワークセンターびぼろ、地域活動支援センターよりみちにつきましては、10月1日から新しい旧田畠医院、今回条例を改正します新ゆうあいセンターに移転をいたします。

それ以外に美幌地区保護司会、母子育児相談所ピアにつきましては、しゃきっとプラザに、保護司会は8月末に引っ越して事務所を移転しておりますし、ピアについても同じく移転を済ませております。

残る団体といたしましては、シルバー人材センターがございしますが、こちらにつきましては、10月1日にマナビティーセンターに移転するというので、ただいま移転準備を進めておりますので、これでゆうあいセンターを利用していた団体は9月末をもちまして全て移転をするということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わ

ります。

これから、議案第60号美幌町ゆうあいセンター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第61号美幌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の23ページでございます。

議案第61号美幌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開き願います。

資料6、議案第61号関係であります。

制定目的であります。この条例は令和3年3月31日に旧過疎法が失効し、令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法に基づき、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿は除く）の用に供する設備の取得等をしたものに対して、固定資産税の課税免除を行うことにより、事業者への支援を行い、企業立地の促進、雇用の拡大及び投資促進による経済の活性化を図ることを目的に制定し

ようとするものであります。

制定内容であります。第1条、趣旨は、本条例の制定趣旨を規定してございます。

第2条、課税免除は、条例本文では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を準用しており、具体的には、課税免除の対象となる要件、3年間課税免除を行うことを規定しております。

①対象業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿は除く）であります。

情報サービス業等とは、情報サービス業、インターネット附属サービス業、通信販売、市場調査業などでございます。

農林水産物等販売業とは、町内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造・加工もしくは調理したものを店舗において、主に他の地域の者に販売することを目的とする事業であります。

②の取得の日は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

③取得要件は、500万円以上。

ただし、製造業または旅館業は資本金の額等が5,000万円から1億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超である法人は2,000万円以上となります。

④の対象となる設備投資は、取得または製作もしくは建設であり、建物等については、増築・改築・修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むものとなります。

ただし、資本金の額等が5,000万円超である法人は、新設・増設のみとなります。

第3条は、課税免除の申請に係る規定、第4条は、課税免除の取消しに係る規定、第5条は、事業承継による課税免除措置の

承継に係る規定、第6条は、規則への委任について指定しております。

根拠法令等は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び地方税法であります。

施行日は、公布の日とし、令和3年4月1日からの適用とするものでございます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 端的に1点だけ。

現行の法律、現行の部分の延長かと思うのですが、この法律ができてから、美幌町内の業者の対応先が多かったのか、少なかったのか。

それと、その中において、結構厳しかったと思うのですが、今回の改定によって、何か緩和されることがあるのかどうか、これだけお願いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、現行の旧過疎条例といいますか、そちらの課税免除の対象になっている企業の対応といいますか、対象となった企業数ということかと思っておりますけれども、本町におきましては、食料品の製造業者の企業数がございまして、そちらのほうで数社は本年3月31日までに設備などを取得した企業の方が御利用されておりますので、こちらの事業者に対する効果はあったと認識してございます。

2点目の新過疎条例におきまして、緩和された部分があるのかということでございますけれども、本年3月31日までとしていました旧課税免除の条例におきましては、対象業種が製造業、農林水産物等販売業もしくは旅館業（下宿営業を除く）ということになってございまして、こちらが新

設、増設となっていました。

取得要件につきましては、取得価格の合計額が2,700万円を超えるものとなっていましたけれども、先ほど、経済部長から御説明させていただきましたとおり、新条例におきましては、対象業種が、先ほどの製造業などに続きまして追加されたのが、情報サービス業など、また、こちらにインターネット付随サービス業等などが含まれることと、対象となる設備投資につきましては、旧条例の新設・増設のほかに追加されたのが、取得または製作もしくは建設を追加としてございまして、こちらは資本金の額等が5,000万円を超える法人については、新設・増設のみでございしますが、追加となっております。

また、取得価格の要件としましては、資本金額によりますけれども、最低要件が資本金の額5,000万円以下の場合は、製造業、旅館業（下宿営業を除く）の場合は、500万円以上が取得価格の下限となっておりますので、緩和されたと認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号美幌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時20分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第62号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第62号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書25ページになります。

議案第62号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用した事業を追加するほか、ふるさと寄附金に係る関連経費などについて予算計上しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,458万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正により御説明いたしますので、28ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

1段目の団体営土地改良事業は、事業費の増加に伴い、その財源を地方債に求めるもので、限度額を840万円から400万円増額し、補正後の限度額を1,240万円といたします。

2段目の町道整備事業は、今年度の社会資本整備総合交付金の内示額が要望額を下

回ったことから、その財源を地方債に求めるもので、限度額を2億30万円から1,650万円増額し、補正後の限度額を2億1,680万円といたします。

なお、地方債の補正後の総額につきましては、下段に記載のとおり、9億8,703万4,000円となります。

次に、議案書の36、37ページをお願いします。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、1、政策推進事業費の増、4,966万4,000円につきましては、ふるさと寄附金の増収を見込んだ増額補正となります。

印刷製本費の11万円は、ふるさと納税の特設サイトPR用ポストカードを増刷するための経費になります。

昨年1,000枚を作成いたしました、在庫がわずかとなりましたので、新たに2,000枚を作成いたします。

次の広告料112万2,000円につきましては、ウェブ広告の追加経費のほか、新たに首都圏を運行する鉄道車両の広告費用を計上いたします。

ふるさと寄附金の増収を図るため、当初予算におきまして、ポータルサイトのトップページに掲載するウェブ広告2回分を措置いたしました、その効果が見受けられますので、今回広告に係る費用を追加いたします。

手数料の51万9,000円と、業務等委託料、ふるさと寄附金募集受付業務委託料2,099万7,000円につきましては、4月から7月の寄附金の累計額が前年度の約1.6倍と好調なことから、必要経費を追加いたします。

今年度のふるさと寄附金を6,000万円と見込み、当初予算において必要経費を措置いたしました、増収を見込める状況にあることから、寄附総額を当初の6,000万円から1億円に上方修正し、必要な予算

を措置するものでございます。

次の積立金2,691万6,000円は、ふるさと寄附金の増収を見込んだ増額のほか、7月14日、置戸町に在住の溝井弘一様から、叔母御夫妻が生前美幌町にお世話になったお礼にと1,000万円の御寄附がございましたので、ふるさとづくり基金に積立てを行います。

なお、参考資料15ページ、資料7に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

このページの中段になります。

7目の交通安全費、1、交通安全対策推進事業費の増、積立金8,000円は、7月30日、町内在住の匿名の方から交通安全活動の推進に役立ててほしいと7,500円の御寄附がございましたので、交通安全推進基金へ積立てを行います。

その下の11目諸費、1、防災対策事業費の増、機械器具543万5,000円は、災害発生時に開設する避難所の感染防止対策として、地方創生臨時交付金を活用し資機材を購入するための予算計上になります。

感染対策に係る資機材を3年間で購入するもので、今年度につきましては、避難所6か所に配備を計画しておりますジョイントスクリーン95基、テント型パーティション70基を購入いたします。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費につきましては、次のページをお願いします。

3目高齢者福祉費、8、介護保険特別会計負担事業費の増、繰出金、介護保険特別会計繰出金106万7,000円につきましては、職員の時間外勤務の増加に伴いまして、その財源を一般会計から負担するものでございます。

その下の5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、償還金利子及び割引料2,257万9,000円は、令和2年度の

障がい児入所給付費等国庫負担金などの額の確定に伴う返還金になります。

中段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、償還金利子及び割引料533万円は、令和2年度子どものための教育・保育給付交付金等の額の確定に伴う国庫返還金及び道費返還金になります。

その下の2目保育園費、1、美幌保育園管理運営事業費の増、消耗品費1万円につきましては、7月12日、町内在住の匿名の方より、保育園のために役立ててほしいと1万円の御寄附がございましたので、絵本を購入するための予算計上になります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2、子ども医療費助成事業費の増、償還金利子及び割引料39万3,000円は、令和2年度の療育・医療給付費国庫負担金の額の確定に伴う返還金でございます。

下段の2目予防費、2、予防接種事業費の増、事務事業協力報償40万円につきましては、ワクチン集団接種の10月実施に係る看護師の報償費といたしまして、5日分を予算措置いたします。

次の広告料93万3,000円は、地方創生臨時交付金を活用して、感染防止対策に係る情報発信の強化を図るための経費になります。地元の情報誌に掲載する8回分の広告料を措置いたします。

次に、議案書の40ページ、41ページになります。

1番上の施設維持管理委託料、集団接種会場清掃委託料102万円につきましては、ワクチン集団接種の会場として使用しておりますコミュニティセンターとしゃきっとプラザにつきまして、接種完了後に床面の洗浄とワックス塗布を行うための経費になります。

その下の4、健康づくり事業費の増、業務等委託料、健康管理システムプログラム改修委託料152万9,000円につつまし

ては、検診結果の情報につきまして、国の定める標準的な様式に対応するためなどの経費になります。

次に、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、3、ごみ処分場維持管理事業費の増、業務等委託料、一般廃棄物中間処理施設広域化検討業務委託料76万3,000円は、斜網ブロック1市5町において、ごみの中間処理施設整備の可能性を検討するための調査費になります。

広域処理の協議に当たりまして、中間処理量を調査・把握の上、中間処理施設の処理能力を設定する必要があるがございますので、そのための事前調査費用になります。

次に、中段の5款労働費、1項、1目労働諸費、1、労働対策事業費の減、修繕料18万9,000円につきましては、職業訓練センター、労働会館の給湯室配水管の修繕費用になります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、6目農地費、3、団体営土地改良事業費の増、修繕料1,891万6,000円につきましては、国営かんがい排水事業で整備をいたしましたリールマシンをオーバーホールするため、当初予算におきまして10台分の修繕料を予算計上いたしましたが、資材価格の高騰と今年度の整備台数が5台追加となりましたので、所要額について追加をするものでございます。

1番下、2項林業費は、次のページになります。

上段の2、林業推進事業費の増、積立金200万3,000円は、森林整備協定に基づく寄附金を未来への森林づくり基金へ積立いたします。

内訳でございますが、8月16日、株式会社宮田建設様より2万3,000円を、8月31日、石上車輛株式会社様より198万円をそれぞれ御寄附いただいております。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の

増、補助金の2行目になります。

新型コロナウイルス対策事業者支援金3,500万円につきましては、新型コロナの影響により、本年7月から9月まで3か月の売上げが20%以上減少した事業者に対し、従業員数に応じて支援金を交付する事業になります。

4月から6月までの売上げが20%以上減少した事業者を対象に支援金を交付する事業を実施いたしました。コロナの収束を見通せない状況下にありますので、引き続き事業者支援に取り組もうとするもので、今回申請の予定を250件と見込み、3,500万円を予算措置いたします。

その下の2、商工業活性化促進事業費の増、補助金、プレミアム商品券発行事業補助金172万5,000円につきましては、当初予算に計上したスマッピーカードプレミアム商品券発行事業の1回目、8月実施分が新型コロナの経済対策として、北海道が実施主体となる補助事業に採択されたので、今年度の事業に係る商品券の発行枚数を追加して実施しようとするものでございます。

次に、3目観光費、1、観光振興事業費の増、消耗品費29万7,000円の減と、その下の業務等委託料、自然学校業務委託料170万円の減につきましては、ワタミ株式会社様からの企業版ふるさと納税を活用し開催を予定しておりました自然学校が、新型コロナの影響により中止となったことによる予算の整理になります。

その下の積立金500万円につきましては、株式会社新宮商行様より、本町に対し観光施策の推進を目的に、企業版ふるさと納税の申出がございましたので、ふるさとづくり基金に積立てをいたします。

新宮商行様におかれましては、古梅の国道沿いに研修施設を所有されておりますが、その施設を活用した体験型観光の取組を希望されております。

つきましては、企業版ふるさと納税を財

源に令和4年度の実施に向けまして、今後関係団体との協議を進めていく予定でございます。

次に、議案書44、45ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、1、教育振興事業費の増、庁用備品343万2,000円は、地方創生臨時交付金を活用し、美幌高等学校の新1年生にタブレット端末を貸与するための経費になります。

ICT教育推進による学習環境の充実、保護者の負担軽減と生徒募集活動の強化を目的とした新たな取組になります。

来春の入学予定者を80名と見込み、奨学給付金の対象世帯分を除き、タブレット端末65台を購入する予定でございます。

次に、中段から下の4項社会教育費、5目図書館費、3、図書館活動促進事務費の増、消耗品費の5万円につきましては、5月18日、美幌仏教団様より5万円の御寄附がございましたので、仏教文庫の充実を図るため、図書を購入するものであります。

このページの1番下になります。

5項保健体育費、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の増、手数料70万9,000円でございますが、PCB含有安定器の廃棄物処分に係る手数料の増額になります。

当初予算におきまして、廃棄処分する安定器190キログラム分の手数料を計上いたしましたが、手数料の算定に際し、保管用の指定容器23キログラム分の計上が漏れてございました。つきましては、今回漏れていた分の手数料を追加するものでございます。

次に、議案書46、47ページになります。

2、屋外体育施設維持管理事業費の増、庁用備品190万9,000円は、リリー山スキー場ロッジにおけるリフト券購入時の

感染防止対策といたしまして、地方創生臨時交付金を活用し、券売機1台を購入する費用になります。

次に、12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当139万7,000円は、ワクチンの集団接種の10月実施に係る職員の時間外勤務手当などになります。

なお、10月の集団接種につきまして、毎週日曜日の午前中、計5回の実施を予定してございます。

その下の会計年度任用職員給与支給事務費の増、111万9,000円は、11月以降、来年3月までの間、ワクチン接種の電話対応等に従事する職員1名を任用するための費用などになります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の32、33ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節の農業費分担金189万1,000円は、歳出で御説明いたしましたリールマシンのオーバーホールに係る事業費の増加に伴い、団体営土地改良事業分担金が増額となります。

次の15款使用料及び手数料につきましては、新町1丁目の現ゆうあいセンターを9月末で閉鎖し、新町2丁目へと移転することになりますが、利用団体の一部が他の施設へ移転するため、施設使用料に係る予算を整理いたします。

中段の16款国庫支出金、2項国庫補助金のうち、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金380万円のほか、説明欄に記載の国庫補助金4件につきましては、感染の防止と事業の継続等を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するための予算措置になります。

なお、今回の補正により、令和3年度に配分される地方創生臨時交付金の全額を財

源充当することになります。

次に、下段の17款道支出金、2項道補助金、4目の農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金1,305万2,000円は、リールマシンのオーバーホールに係る事業費の増加に伴い、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金が追加になるものでございます。

次に、議案書の34、35ページになります。

19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金、5,301万1,000円のうち、1行目の一般寄附金の増、8,000円は、7月30日、町内在住の匿名の方から交通安全活動の推進に役立ててほしいと7,500円の御寄附をいただいております。

2行目のふるさと寄附金の増、5,000万円につきましては、7月までの寄附金の累計額が前年度対比約1.6倍と好調なことから、当初予算において見込んだ6,000万円を1億円に上方修正するほか、7月14日、置戸町在住の溝井弘一様から叔母御夫妻が生前美幌町にお世話になったお礼にと1,000万円の御寄附をいただいたものでございます。

3行目の企業版ふるさと寄附金の増、300万3,000円につきましては、まず、当初予算に計上したワタミ株式会社様からのふるさと納税につきまして、新型コロナウイルスの影響により自然学校の開催が中止になったことから、199万7,000円を減額いたします。

また、歳出で御説明いたしましたが、株式会社新宮商行様より、観光施策の推進を目的に500万円の企業版ふるさと納税の申出がございましたので、差引き300万3,000円を歳入予算に追加するものでございます。

次に、2目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金、1万円は、7月12日、町内在住の匿名の方より保育園のために役立ててほしいと1万円の御寄附をいただい

す。

3目農林水産業費寄附金、1節林業費寄附金、200万3,000円につきましては、森林整備協定に基づく御寄附といたしまして、8月16日、株式会社宮田建設様より2万3,000円を、8月31日、石上車輛株式会社様より198万円をそれぞれ御寄附いただいております。

4目の教育費寄附金、2節社会教育費寄附金、5万円につきましては、5月18日、美幌仏教団様より仏教文庫の充実に役立ててほしいと5万円の御寄附をいただいております。

中段の21款繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金、4,858万7,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、令和2年度決算に係る繰越金を充てるもので、今回の補正後における繰越金の支消残につきましては、1,995万4,000円となります。

次に、22款諸収入、5項、5目、1節雑入、50万1,000円につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

23款町債につきましては、第2表地方債補正により御説明をさせていただきますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第62号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 何点かございます。

まず1点目が、37ページ、2款、1項、5目企画費、政策推進事業費のうち広告料112万2,000円、首都圏の鉄道車両のウェブ広告が好調だったということで、2回分補正したということです。年度当初にお話を聞いていると思うのですが、失念しましたので教えていただきたい

のですが、まず、首都圏の鉄道車両の広告ということで、中づり広告、ディスプレイというところがあると思うのですが、ウェブということで、多分ディスプレイかと思うのですが、これはJRなのか、都営地下鉄なのか、あるいは私鉄なのか、いろいろ交通機関があると思うのですが、どの鉄道なのか。

また、2回分ということで、1回の期間がどのくらいなのか。

広告期間とか、誰が契約して、依頼をするのかという、その辺の詳細について教えていただきたいのが1点目。

2点目が、41ページの4款、1項、2目の予防費で、健康管理システムプログラム改修委託料152万9,000円、これは検診結果の反映するところを直すということでしたけれども、その前の39ページに、健康管理システム改修委託料、これはワクチンデータをマイナンバーに紐づけする改修ということでお聞きしたのですが、これが違うものなのか、同じものなのか、もし同じものだとすれば、一緒に改修できないのかというのが2点目です。

次に、3点目が41ページの6款、1項、6目農地費、修繕料1,891万6,000円のうち、リールマシンの整備を10台から15台に増やした。あとは単価が上がったことにより増やしたということで、1台当たり大体250万円から300万円ぐらいの修繕料という計算になると思うのですが、新品の値段と、平成14年ぐらいに導入していると思うのですが、何年ぐらいもつ機械なのか、これについて教えていただきたいと思います。

次に、4点目、43ページ、7款、1項、3目観光費のうち、積立金500万円です。

企業版ふるさと寄附金ということで、新宮商行様から寄附をいただいたということで、基金として積立てますと。

それで、令和4年に新宮商行様の研修施

設を活用して、体験型の観光を実施するということですが、企業版ふるさと納税を使って寄附をいただいて、この研修施設を使うときに施設の使用料が発生するのか、もし施設の使用料が発生すると、寄附をもらってまた使用料を払うという形になります。それがルール上ありなのかどうかということです。

最後に45ページの10款、1項、3目の庁用備品343万2,000円で、美幌高校の令和4年度の新入学生のタブレット65台分を購入するということですが、来年度、令和4年度、令和5年度の入学者まで必要になってくると思うのですけれど、それも来年度の当初予算で準備していくのか、それから更新時期も当然来ると思うのです。今後もこの支援を続けるという気持ちがあって、今回この補正を組んだのか。

大きく5項目について説明いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（斉藤浩司君） 1点目の広告費について御説明いたします。

現在考えています広告につきまして、電鉄の問合せだと思いますが、JRではなく、京成電鉄で考えております。

おおむね成田から上野までの千葉県、また、京成電鉄ですので、都営浅草線とか、いろいろ乗り入れております。大体、千葉県を含めて7路線が走っております。

広告の場所ですけれども、電車の中のドアの横が1か所、それとドアの上の部分、ドアが開閉する上部分のツインステッカーと言いますが、そこを想定しております。

また、貼る内容については、ドアの横については10車両、電鉄のほうでたくさん車両を持っていますので、1回の車両について大体1枚を10車両、また、ツインステッカーについては40枚を大体40セットということで考えております。

期間につきましては、契約後、年度末ま

で、来年3月末までということで、今回は通常ではあり得ない安価で募集が来ていましたので、ぜひこれに乗りたいということで御提案させていただいております。通常はこれ以上かかっております。

ほかの路線の高い部分については、なかなか広告費が高いということもあって、効果のあるものを選ばせていただいております。

契約については、町と京成電鉄の広告を受けている会社との契約になろうかと思えます。

もう1点、ウェブ広告については、インターネットのふるさと納税のポータルサイトがございますけれども、その中の広告を何回か打っていますが、期間によって、特別な期間を設けて打っておりまして、これまでは広告を打てば収入も上がってくるということもあって、ウェブ広告については、今後、楽天等の希望するポータルサイトに合わせて広告を打っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） ウェブ広告と鉄道車両は別の話だったのですね。一緒だと思ったものですから申し訳ありません。

この鉄道車両の広告は、今回が初めての事業ということでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（斉藤浩司君） 今回初めて取り組むものでございます。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 戸澤議員の御質問にお答えいたします。

予防接種事業費の健康管理システム改修委託料、こちらは健康管理システムからコロナワクチンのデータをマイナンバーに取り込む作業であります。

次のページの健康づくり事業費のシステム改修ですが、こちらは成人健診だとか、

がん検診だとかのデータをマイナポータル、マイナンバーのシステムに取り込む事業ということで、がん検診、成人健診は毎年やっている作業でありまして、時期がずれているという部分はあるのですが、一緒に契約、発注できないかという御質問であります、それぞれ補助の対象が別々というのがまず1点ありまして、それに当たり、それぞれ業者から見積りを取った中で、パッケージ費用だとか、登録の対応とかぎりぎりまで下げられる部分は下げの中で見積りを取って価格をそれぞれ出しております。

発注は補助金がそれぞれ別々ということもありまして、どうしてもそれぞれパッケージ費用がかかるということで、最低限の価格を今回予算で計上しております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 別々なものという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ものは別々であります。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） リールマシンの関係でありますけれども、新品は幾らかという御質問ですけれども、物によるのですけれど、大体1,300万円ぐらいということであります。

あと、どれぐらいもつか、耐用年数という形になりますけれども、そちらについては手持ちの資料がありませんので、後ほど確認しましてお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御質問の企業版ふるさと寄附金ということで、新宮商行様より御寄附いただける500万円の積立ての部分でございますけれども、令和

4年度の事業ということで、今後進めていきたいと考えておりますが、御質問の施設の使用料が発生した場合、町もしくは使用された団体で支払うのか、寄附をもらっているけれども払うのかということですが、こちらは本年4月から8月、古梅にあります新宮商行研修所ですとか、オンライン会議で4回ほど打合せをさせていただきました。正直申し上げまして、使用料ですとか具体的な内容につきましては、これからということで話をさせていただいております。

利用料につきましては、話が出ている中では、実費負担分ということで、例えば光熱水費ですとか、燃料費、清掃料、そういったものが発生すると思うのですけれども、それらにつきましては負担をすることになるかと考えてございますけれども、ふるさと納税寄附金を使った利益誘導型のものではないので、経費にマージンを上乗せしてお支払いすることは今のところ新宮商行様のほうではお考えではないとは伺っておりますけれども、今後、古梅研修施設等を生かした体験型観光を進めるに当たって、また、団体等も含めて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 企業版ふるさと納税ということで、企業にとっては寄附することによっていろんなメリット、優遇措置が受けられます。

なおかつ、企業からいただいた寄附金を元に、例えば使用料を払って、その研修施設を借りてやるということは、企業にとっては二重で優遇を受ける形になるのかなと思ったものですから、ルール上は問題ないということよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ルール上の話でございますけれども、例えば、寄附

をいただいた事業者から物を買うとか、そういった部分につきましてはルール上はまずいという認識をしております。

施設の使い方につきましても、不特定多数の方々が使うような、そういった団体がこれからどう使うのかでありますけれども、そういったどなたに使っていただくという部分もまだ固まっていない状況になっておりまして、基本的には使った方が水道代ですとか、電気代ですとか、そういった実費分につきましては問題ないと認識しておりますけれども、いずれにしても、各団体なり、町が使わせていただくときに調べながら、誤りのないよう行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 美幌高校へのタブレット端末の貸与についてであります。

今回、補正予算で計上させていただきましたのは、令和4年度新入生分のみということでありますので、その後につきましては、令和5年度、6年度それぞれの年度の当初予算で計上して支援していきたいと考えております。

また、機器の更新の時期でありますけれども、小中学校の義務教育と同様に6年サイクルを基本で考えておりますので、令和10年度から12年度でまた整理をしていきたいと考えています。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 43ページの観光費の1、観光振興事業費の増、積立金の500万円のことで、新宮商行の建物を使えるということで、これからだというのですけれど、一般質問でもワーケーションの関係がありまして、こういう施設そのものに今どういうものがついているかわからないですけれど、観光なのか、いろんな研修

会なのかとありますけれど、施設の整備、ネット環境の充実だとか、プリンターを置くだとか、プロジェクターを置くだとか、会議用の設備を置くだとか、そういうところについてはこの500万円の中で用意するのか、新宮商行が用意するのか。それとも、美幌町の政策の中で検討に入るのか。

そういうことをしっかりやっておいたほうが、せっかく使える建物を有効利用できるかなと。ぜひ、設備の充足を図るべきだと思うのですが、500万円に対する中身をどのように考えているのか、もし考えていることがあれば、再度説明してください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、古梅の新宮商行様の施設の用途といたしまして、建物を使わせていただく場合ということで、当初はワーケーションも含めて、各企業、団体の不特定多数の方々が使えればありがたいということで相談をさせていただいたところだったのですが、民間の施設でございますので、新宮様のほうで不特定多数の方に使っていただくのはまだ早いというお話をいただいたところです。

今考えておりますのは、町の事業の中で体験型観光といいますとサイクルツーリズムですとか、古梅の付近を生かしたもの、屈斜路カルデラトレイルルートの活用ですとか、そういった体験型観光を活用する際に、施設も含めて活用させていただければということで、例えば休憩の際とか、あとは木を使ったツリーイングですとか、そういったものが可能であれば使わせていただければということで御相談をさせていただいております。

いただいた500万円を施設のワーケーション用のテレビとか、モニターとか、机・椅子ですとか、そういったものに使うということは今のところ考えておりません。

また、新宮様は、現在、建物の改修を独自でされておりまして、トイレですとか、流し、キッチンといった部分を改修されておりまして、基本的には会社の方々の研修、社員の研修に使うことで、新宮様としてはそれをまず考えてございますので、町としましては、各団体が使っていただくような内容については、繰り返しになりますけれども、各団体等と内容を詰めながら、使い方について新宮様と一緒に考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 具体的な使用については、ただいま課長が申し上げましたとおり、これから新宮商行と十分詰めていきたいと思っております。

最初の御意向といたしましては、施設を町で有効利用していただきたいという思いの中から今回の寄附が始まってございます。

新宮様の意向としましては、4年間で500万円ということで、本年度から4年間、寄附をいただけることで意向を伺っておりますので、来年度以降、十分使用の形態について詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 新宮商行の意向があるということなのでいいのかなと。

新宮商行は美幌唯一の天然林の山を持っていて、そこには一般町民は入れないですけど、森林認証の町として、そういう新宮商行の持っている森が近辺にありますので、林務からそういうアピールだとか、あとは材の関係も含めて、地元の木材関係の人たちと提携できる、そういう仕組みがこの施設からも何か発信できればいいと思っていますので、それについても、今後どういう取組をするか後日御報告願えればと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 新宮商行につきましては、経済部長のときからお付き合いがあつて、町長になったときに社長にお話をさせていただきました。

前から非常に気になっていて、地元で使えるような環境、それから、FSCで新宮商行は私どもとパートナーでやってきたこともあつて、もう少し町民の方々も含めて、地元と何かできないかというお願いをしてきました。

その中で、新宮商行も美幌に行って研修所を使っていきたい。それだけではもったいないので、何とか活用してほしいという中においては、皆さんにオープンにしてとはいかないので、町として使い方をいろいろ考えて、今度はそれを維持することを含めたときに何かいい方法がないかということで、企業版ふるさと納税という制度がありますというやり取りをさせてもらいました。

町の思いもしっかり伝えた中で、毎年500万円を4年間ですから、2,000万円を町に寄附いただいた中で、いろいろなプログラムを考えていきたいと思いますというのが今の状況であります。

今回お預かりして積立てをした中で、令和4年度以降どういう形で、かつ、新宮商行様もそれをうまく活用できる方法を細部を詰めて事業実施、そして、これからも新宮商行様に関わっていただけるよう努力をしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私は、37ページの政策推進事業費の広告料と、それから、39ページの予防接種事業費の健康管理システム改修委託料、それから、41ページのごみ処分場の一般廃棄物中間処理施設広域化検討業務委託料についてお尋ねしたいと思います。

まず37ページ、先ほど戸澤議員の質問に対してお答えしていましたが、京成電鉄は7路線あるということで、全ての路線なのか、あるいは、成田と都内までの1路線なのか、路線を何路線で考えているのかということを教えていただきたいのと、広告料のウェブ広告と鉄道車両の広告費用がそれぞれいくら予算計上になるのか、その辺のところをお教えください。

それから、39ページの健康管理システムは、先ほど接種データをマイナンバーに取り込みたいということでしたけれども、美幌町のマイナンバーの発行状況がどの程度なのか。

3点目、41ページの一般廃棄物の1市5町で広域で検討をするということで、中間処理施設としてどんなごみの種類を想定しながら検討していくのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（齊藤浩司君） まず1点目の広告費について御説明いたします。

京成電鉄につきましては、先ほど御説明いたしました7路線走っていますが、1車両ごとにそれぞれの路線を全て走る予定でございます。

今考えているのは、京成電鉄で持っている80車両のうち40車両に貼ります。その車両が、日によって走る日もあれば、メンテナンスをする日もあります。

それぞれの路線を走りますので、その貼ったものを1回1回動かすわけにはいきませんので、その路線を動かすということで全体的に走ると思います。場合によっては、京成電鉄の中では都営浅草線とか、そういったものも乗り入れしていますので、一部走る可能性はございます。

あと、先ほどの内訳でございますが、京成電鉄に係る広告費については、来年3月までの期間で24万2,000円。これはステッカーをドア横やツインステッカーを貼って、全て貼っても24万2,000円とい

うことでございます。

また、ウェブ広告は、11月、12月の2回を予定していて、こちらのほうが高いですが、1回当たり44万円で2回分ということで、88万円を予定してございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 2点目の御質問のマイナンバーカードの発行状況につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） わかりました。

マイナンバーカードの美幌町の発行状況はわかりませんが、政府はいろんな方法でポイントをつけたりしながらやっていますけれど、普及がいまいち進んでいないということですから、せっかくいろんな情報、こういうデータを取り込むにしても、対象の町民が利用していないとなると一部の人のデータだけということになるので、ぜひ普及促進も含めて、この補正予算で言うべきことではないですが、後ほど議会が終わってからも結構ですので、普及率を教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） マイナンバーカードの発行枚数ですが、令和3年8月末で5,369枚になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） ごみ処分場の中間処理のどのような可能性があるかという御質問だったかと思いますが、現在、斜網ブロックで行っている中間処理は、焼却、それから堆肥化となっております。

実際に、広域でどのような中間処理をしていくかということは今後の協議になりますので、ほかにもいろんな可能性を探っていくということで協議が進んでいるところですので、現在はどれというのはまだ決まっていない状態でございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 町ではごみ問題について、住民の皆さんに説明会をしていますので、そういう状況についても、焼却と堆肥化をすることを含めてそれらが視野に入っているということです。町で行っているいろんな説明会の中でも、その辺の状況を丁寧に説明しながら、住民のニーズ、声を拾いながら、広域での検討の中に反映できるように取り組んでいくべきかと思えます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） 先ほどの戸澤議員の御質問のリールマシンの関係ですけれども、法定耐用年数は7年となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第62号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、14時25分といたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第63号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第63号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の49ページになります。

議案第63号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金の補正でございます。

令和3年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ995万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,693万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、58、59ページをお開き願います。

3、歳出。

3款国民健康保険事業費納付金、5款保健事業費につきましては財源調整でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、995万5,000円の増額につきましては、令和2年度一般被保険者の療養給付費確定に伴うものでございまして、保険給

付費等普通交付金 772 万 6,000 円、保険給付費等特別交付金 164 万 2,000 円、災害等臨時特例補助金 58 万 7,000 円の返還金でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、56、57 ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で、説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 63 号令和 3 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 64 号

○議長（大原 昇君） 日程第 14 議案第 64 号令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の 61 ページをお開き願います。

議案第 64 号令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員時間外手当の増額及び過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金等の補正でございます。

令和 3 年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,370 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 7,450 万 6,000 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、70 ページ、71 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費、その他手当 106 万 7,000 円は、実績見込みによる職員の時間外手当を増額するものでございます。

その下、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費につきましては、財源調整でございます。

その下、5 款諸支出金、1 項、2 目償還金 1,263 万 6,000 円の増につきましては、令和 2 年度介護給付費負担金及び交付金の確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 64 号令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 認定第 1 号から

日程第 20 認定第 6 号まで

○議長（大原 昇君） 日程第 15 認定第 1 号令和 2 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 16 認定第 2 号令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 17 認定第 3 号令和 2 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 18 認定第 4 号令和 2 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 19 認定第 5 号令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 20 認定第 6 号令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上 6 件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6 人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号令和 2 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第 6 号令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6 人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、2 番藤原公一さん、3 番大江道男さん、9 番稲垣淳一さん、11 番上杉晃央さ

ん、12 番松浦和浩さん、13 番馬場博美さん、以上 6 人を指名したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 6 人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第 21 認定第 7 号から

日程第 22 認定第 8 号まで

○議長（大原 昇君） 日程第 21 認定第 7 号令和 2 年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第 22 認定第 8 号令和 2 年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上 2 件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6 人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 7 号令和 2 年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第 8 号令和 2 年度美幌町病院事業会計決算認定については、6 人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、1 番戸澤義典さん、4 番高橋秀明さん、5 番木村利昭さん、6 番伊藤伸司さん、7 番坂田美栄子さん、8 番岡本美代子さん、以

上 6 人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 6 人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、15 時といたします。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2 時 36 分 休憩

午後 3 時 00 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に上杉晃央さん、副委員長に藤原公一さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に戸澤義典さん、副委員長に伊藤伸司さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は、15 時 30 分といたします。

午後 3 時 01 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 23 意見書案第 8 号

○議長（大原 昇君） 日程第 23 意見書案第 8 号特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 24 意見書案第 9 号

○議長（大原 昇君） 日程第 24 意見書案第 9 号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第25 意見書案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第10号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第26 意見書案第11号

○議長（大原 昇君） 日程第26 意見書案第11号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第27 意見書案第12号

○議長（大原 昇君） 日程第27 意見

書案第12号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第28 報告第10号

○議長（大原 昇君） 日程第28 報告第10号健全化判断比率について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第10号健全化判断比率については、これで終わります。

◎日程第29 報告第11号

○議長（大原 昇君） 日程第29 報告第11号資金不足比率について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第11号資金不足比率については、これで終わります。

◎日程第30 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第30 報告第12号放棄した債権の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第12号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎日程第31 報告第13号

○議長（大原 昇君） 日程第31 報告第13号令和2年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 配付されている別冊2に、各施設の利用状況を丁寧に報告いただいているのですが、1ページ目、2ページ目と同じように、3ページ以降について、できれば来年以降、前年の実績を記載いただきますと2か年間の比較ができますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） ただいま御意見をいただきましたので、来年度以降そのような形で対応させていただきたいと思っ

ております。

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） それでは、報告第13号令和2年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎日程第32 報告第14号

○議長（大原 昇君） 日程第32 報告第14号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） これは、田中の町道第549号の破損ということで報告がありました。

車の破損はわかりましたけれども、道路のグレーチング及び側溝の状況はどうだったのか。

それと、見回り、パトロールはどのような体制で、今までも見ていたと思うのですが、見落としがなかったのか。

お願いします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御質問にお答えいたします。

事故当時のグレーチング、それから道路の側溝の状況ですが、劣化によりまして若干ゆがみが発生している状態で、そのグレーチングの片側を通行したときに、もう片方が跳ね上がったものが車の下部に刺さってオイルパンを破損したという状況になってございます。

パトロールにつきましては、随時、毎日という形では全路線は回れませんが、少なくとも大雨、ある程度の雨が降った後には作業員4班体制と、私どもでも班編成をしまして、町内の郊外、市街地合わせて路線

を全部回っている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） グレーチングはすごく硬いので、1回や2回くらいでは跳ね上がらないと思うのです。

ですから、今後の対応状況を教えていただきたいのと、他の場所もこういう状況がなかったのかどうか。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） グレーチングにつきましては、今後の修繕でボルト締めをして止めるような形で修繕していきたいと考えてございます。

他の地区につきましては、その後も農道地区を回ってございますが、現在のところそのようなグレーチングは見つかっていないという報告を受けております。

○議長（大原 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） それでは、報告第14号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第33 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第33 報告第15号例月出納検査報告について（5月～7月分）。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第15号例月出納検査報告について（5月～7月分）は、これで終わります。

◎日程第34 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第34 閉会

中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第7回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時43分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員